

令和元年総務常任委員会概要記録

(会期中)

○会議日時 令和元年9月17日(火) 午前9時30分～午後4時28分

○場 所 議会特別会議室

委員の出欠状況 (出席=○ 欠席=×)					
職	出欠	氏 名	職	出欠	氏 名
委員長	○	岡本鉄男	副委員長	○	磯辺香代
委員	○	石川信夫	委員	○	相澤康男
〃	○	秋山幸男			
			出席 5人 欠席 0人		

説明のために出席した者			
職	氏 名	職	氏 名
総合政策部長	小谷野 雅美	総務部長	梅山孝之
市民生活部長	山中利明	会計管理者	小川幸男
総合政策課長	福田充男	市民協働推進課長	野口範雄
総務人事課長	直井 満	財政課長	五月女 治
契約検査課長	黒川信夫	税務課長	倉井和行
安全安心課長	関 久雄	市民課長	木村一枝
環境課長	坂本秀夫	行政委員会事務局長	大島浩司
秘書室長	高山正勝		

事務局			
職	氏 名	職	氏 名
事務局長	谷田貝 明夫	議事課長	上野和芳

○議員傍聴者 中村節子議員、村尾光子議員

○一般傍聴者 なし

1. 開 会

2. あいさつ 岡本鉄男委員長、石田陽一副議長、広瀬寿雄市長

3. 概要録署名委員の指名 秋山幸男委員

4. 事 件

(1) 付託議案等審査について

補足説明 なし

現地調査

- ・ 防災カメラ監視システム更新工事（谷地賀橋、しもつけアンダー6）
- ・ 薬師寺コミュニティセンター
- ・ コミュニティFM整備事業

認定第1号 平成30年度下野市一般会計歳入歳出決算認定について

【所管関係部分】

《質疑・意見》

[歳入]

1 款 市税

- 石川委員： 不納欠損について、昨年は確か軽自動車税が5,000円あったが、その時に執行停止と聞いた気がする。今回市民税の現年課税分と固定資産税の現年課税分に不納欠損があるのでそれぞれ内容を伺う。
- 税務課長： 市民税の現年課税分は、外国人3名が国外へ転出されたことにより即時欠損したものである。固定資産税については、会社が1件破産したことにより即時欠損したものである。
- 石川委員： 外国人が転出して不納欠損したということは、転出することがわかった時点で、未納があれば本来徴収しなくてはならないと思うが、滞納になっていたが転出したのがわからなくて不納欠損にしたということか。
- 税務課長： 通常の滞納整理で行う財産調査や身元調査等をして、この外国人が不在であるという確認ができた時点で、即時欠損としたものである。

18款1項2目 ふるさと寄附金

- 石川委員： ふるさと寄附金に収入未済が3万円あるが、ふるさと納税の未済額3万円はどういうことか伺う。
- 財政課長： ふるさと納税の申込者に納付書を送付しているが、2名の方から納付がなかったため、2名の方の3万円である。

17款1項1目 財産貸付収入

- 磯辺副委員長： 財産貸付収入の収入未済額について、何が未済で、入る予定になっているのか伺う。また、光ファイバー貸付料が例年より多いと思うが、理由を伺う。

- 総務人事課長：財産貸付の未納額は全部で3件あるが、一つは、庁内に設置している自動販売機の設置料となっている。あと、一般の方に貸付している土地が2件あり、合わせて83万4,839円となっている。この金額については、今年度既に納入済みとなっている。
- 総合政策課長：光ファイバー貸付料1,296万円は、平成29年度分の貸付料648万円が含まれている。理由としては、平成30年3月5日付けでNTTに請求したところ、NTTから平成30年5月25日に市へ振り込まれた。電算処理上タイムラグが発生し、実際には6月4日に入金となり、29年度分の648万円を含めた決算額となった。
- 磯辺副委員長：それではここは、29年度は0円だったのか。
- 総合政策課長：光ファイバー貸付料の29年度歳入の決算額は0円である。

21款4項3目 雑入

- 石川委員：下野市デマンドバス運行事業事務費について、昨年より300万円程度減額となっているが、それについて伺う。
- 安全安心課長：毎年補助事業の見直しがあり、補助の係数が下がったことによる減額となっている。
- 磯辺副委員長：国の補助金か。
- 安全安心課長：国の補助金である。

[歳出]

2款1項1目 一般管理事業

- 石川委員：一般管理事務費の自衛官募集で、ポケットティッシュやうちわを啓発活動として使っているとあるが、どんなところで使われているのか。また、平成30年度に自衛官になった方の人数を伺う。
- 安全安心課長：ポケットティッシュ等については、道の駅等での募集のPR時や市役所の窓口等に置いて使用している。昨年度の自衛隊への入隊人数は9名である。

2款1項3目 広報広聴費

- 磯辺副委員長：広報発行事業と広報広聴業務について伺う。広報の発行部数は、年間24万800部であり、月に割り戻すと約2万部ということになるが、実質配布できているのは何部か。自治会で何部、集合住宅で何部と実数でわかっているものを伺う。公共施設に置いてある分は数えられないかと思うが、自治会分、集合住宅、郵送については実数で出ると思うが、月にどれくらい配っているのか。
- 総合政策課長：広報しもつけの発行については、本年度3月発行分の実績で

は、トータル1万9,989部であり、自治会への配布が1万6,086部、個人への郵送が24部である。公共施設が882部、金融機関が155部、自治医科大学へ1,000部を送っている。そのほか、駅、郵便局、コンビニ、書店、スーパー等に広報を設置している。

- 磯辺副委員長： かつて質問をした時は、自治会配布のほかに、集合住宅へも配布しているという説明であった。集合住宅のオーナーや管理者に頼んで、配布できる所は配布するということであったが、その実績はわかるか。単に置いておくところは何部配布できたかはわからないので、実数として何部出ているのか。
- 総合政策課長： 内訳の中で、集合住宅についても配布している。集合住宅については、403部という配布実績である。
- 磯辺副委員長： 集合住宅の分を今後ふやしていくということで聞いていたが。集合住宅はオーナーや管理者にお願いしないと配布してもらえないと思う。集合住宅に住んでいる人数や世帯を数えると403どころではないと思うが、今後ふやしていく予定はあるか。一部の方は情報弱者になってしまうので、確実に広報を各世帯に届けていくことについての考えを伺う。公共施設ではなくなってしまうところもあるかと思う。
- 総合政策課長： 集合住宅については、オーナーや管理者からの希望があった場合については、配布しているが、広報をより多くの市民に見ていただくという観点から、今後、集合住宅についても、配布に向けて周知活動等を進めていきたいと考えている。
- 磯辺副委員長： 広報発行事業の中に、市民手帳1,000部があるが、配布の仕方、残っていないのかを伺う。どのような機会にどのような方に配布しているのか。成人式や賀詞交歓会時の土産となっているのはわかっているが、その他はどうなっているか。
- 総合政策課長： 市民手帳の配布については、成人式と賀詞交歓会で行っている。その他は年輪のつどいでも配布した。成人式では全員ではなく希望者が持っていく形なので、実際は2・3割の方が持っていく状況である。そのような状況もあるので、今年度については、作成は1,000部だが、市の統計情報等が掲載されているので、中学1年生に配布したいと考えている。
- 磯辺副委員長： 市の統計情報がたくさん載っており、とても役に立つ手帳かと思うが、成人式も賀詞交歓会も配布時期が1月を過ぎている。手帳を取り換えるのは12月から1月の間になるかと思うので、配布する場合は12月の初めごろには配布してほしい。もし市の情報を伝えたいのならば、手帳に少なくとも小さな情報集としてもよいと思う。手帳を差し上げたいのか、市の情報を差し上げたいのか、どちらなのかをよく考えてほしい。手帳を差し上げたいのなら、12月には配布しないと使ってもらえない場合が多い。市の情報

を差し上げたいのならば、手帳である必要がないと思う。そのあたりを精査してほしい。それと、月単位でもよいので、ホームページの年間のアクセス数を伺う。

- 総合政策課長： ホームページのアクセス数について、平成30年度実績が月平均で、24万6,115件である。

2款1項1目 一般管理費

- 秋山委員： 職員研修事業の事業実績ということで、委託料が挙げられているが、詳細な内容を伺う。
- 総務人事課長： コンプライアンス研修については、本年1月に部課長を対象に研修を実施した。メンタルヘルス研修については、県の保健衛生事業団に委託し、職員を対象としたメンタルヘルスのデータを基に研修を行った。小山地区職員研修協議会への負担金については、各職員の研修で、例えば、接遇研修や新採用職員研修等を実施している。栃木県市町村振興協会についても、県で開催する研修への負担金である。職員自主研究グループの補助金については、職員の資格取得に対する補助である。昨年度は、一級建築士やわな猟免許を取得した職員がおり、補助を行った。
- 秋山委員： 資格取得者は3名との話であったかと思うが。
- 総務人事課長： 一級建築士が1名で、一級・二級施工管理技士を取得した職員がいたので、その時は3名であった。
- 秋山委員： 資格取得のための費用負担はどのくらいか。
- 総務人事課長： 一級建築士については、48万円ほど支給している。
- 秋山委員： どのくらいかかっているのか。
- 総務人事課長： 修学に百数十万円ほどかかっていたと思うが、試験合格に直接関係する費用の2分の1を上限としている。
- 秋山委員： 仕事が多様化・細分化する中で、様々な資格を取得する必要もあるかと思うが、資格を取った職員が、異動により資格を十分に活用できないということがあり、毎年養成していかなければならない。職員の採用についても、仕事がこれだけ多岐にわたって細分化している中で、例えば建築や福祉、スポーツのスペシャリストということで異動がないような形で採用ができればよい。ある程度専門性をもって将来的に活躍してもらい、先の事件のように同じポジションにいると良くない面もあるかと思うが、そこは管理職がしっかりと、そういうことができないようなシステムを作れば、本人が希望して、能力を発揮できる環境ができれば市としても非常に有効であると思うので、市としてもそのような方向でやってほしい。これは要望として申し上げる。
- 秋山委員： 予算において、弁護士費用が48万円、訴訟費用として委託料31万

3,000円が予算化してあるが、弁護士に対してどのような支払いをしたのか決算資料ではわからないので、説明をお願いします。

●総務人事課長： 公金詐取事件における弁護士費用については、顧問弁護士に相談したところ、48万円の中で対応することになったためその分を支出している。

○秋山委員： 以前に一般質問で、被害額の返済までの遅延損害金に触れたと思う。当時は板橋副市長であり、年率で5%の利息がかかるという答弁であった。算出根拠については、後ほど示すということであったが、その後何の回答ももらっていない。年率5%について、法的な算出根拠をお願いしたい。

●総務人事課長： これは民法に定められた法定利率により算出したものである。

○秋山委員： 民法のどの部分か。

●総務人事課長： 後ほど回答する。

○秋山委員： 事件に関する処分について、市長・副市長は自らの給与の減額を申し出たが、庁内の綱紀委員会の時に、当時、総務部長はメンバーになっていたが、除斥して加わらなかった。そのような中で、身内だけでなく第三者も入れた方がよいのではないかとということをお願いしたが、板橋副市長は今後検討するということであった。どのような検討をして、第三者が入っているのか入っていないままなのか。入っていないければどのような理由によるものか伺う。

●総務部長： 綱紀委員会は1月24日に事件が発生し、その月のうちに懲戒免職等の処分を行わないと2月分の給与が支払われるという別の問題もあり、ただちに委員会を開催する必要があった。その中で委員からご指摘があり、板橋副市長から回答したということだが、当時の状況からすれば、31日までに体制をとることが難しかったということが考えられる。今回はわずか1週間のうちに、記者会見等の様々な手続きを行う中で、検討するまで至らなかったと思うので、今後このような事件があってはならないが、次に起こってしまった場合には、今回のことを検証し、今までの形でよかったのか、変えるべきなのかは課題として検討していくべきものと考えている。

○秋山委員： 今の言葉からは、全然検討していなかったと考えてよいか。事件はあってはならないことだが、万が一ないとは限らないので、身内だけで行うのではなく第三者を入れたほうがよいのではないかと提案をして、検討するという言葉をもらったが、今の答弁では検討していないように受け止められる。もし検討していないのであれば早急に取り組んでほしい。それと、一般質問の際に延滞金の話もしたと思うが、今回の公金詐取の問題の中で、延滞金は全然含まれていない。その時、副市長は顧問弁護士と相談して検討していきたいと回答した。1年も経過しているので、詐取された金額だけで

はなく、このようなものについても必要経費として本人に請求していかねければならないと思う。回収できるかできないかは別問題として、そのようなものもきちんと明示しなければならない。顧問弁護士は、訴訟費用でないほうの費用でやっていただけるということで、ありがたいことだと思うが、市は損失しており、回収できなければ延滞金が発生するわけである。それについては何の説明もないので、そのあたりの考えはどうか。

●総務部長： 裁判の判決で、損害賠償、延滞金、訴訟費用を支払えという判決となっている。これまでの回収金について、延滞金にいくら充てているといった内訳は出していないが、今回の報告で、百三十数万円の回収金があったということだが、これは裁判所からの命令に沿ったものに充てているということである。延滞金については今後10年、20年と回収できなければ、損害金と同額ぐらいに膨らむということもある。こちらについては、板橋副市長からは弁護士と相談するということがあったということだが、担当課でも弁護士と相談させてもらっている。現段階で、本人が刑務所に入っているので回収できない状況であるので、出てきた時には本人と誓約書を取り交わすことを考えている。まずは元金を優先して回収する中で、誠実に履行されれば、延滞金の取り扱いについて相談しようということだ。弁護士とは話をしている。実際の回収状況も踏まえながら、本人と返済への覚書きを取り交わす中でよく整理したいと考えている。

○秋山委員： 返済方法について、なかなか回収は難しいと思う。今回回収された130万623円だが、それを除いた額での延滞金が発生する。回収された金額を除いた額での延滞金はいくらか、我々にはわからない。延滞金は、元金だけ回収する方針として、議会に報告すればある程度了解しようという話になるが、何の報告もないからわからない。被害額の確定に伴った延滞金の発生も、日常的なことと言えば当然発生してこういう金額になる。本人が可能な限り努力するのであれば、延滞金はいいのではと議会に提示して了解を得られれば、今後はそういう問題も発生してこない。今までの全協などでの報告もない。もう少し透明性を持たせてほしいという要望である。

2 款 1 項 12 目 市内公共交通推進費

○磯辺副委員長： デマンド交通の費用が書かれているが、附属資料の41ページに市内公共交通運行事業とある。先ほど歳入の雑入で、521万1,000円の国の補助金と言ったが、国庫支出金の中に入っていない。一度事業者に渡ってそこから返してもらっているという風に聞いており、雑入なので、その他特定財源の扱いになるのかと思うが、補助金の他に運賃は事業者がそのまま収入されているのか。平成30年度はどのくらいあったのか伺う。

●安心安全課長： 先ほどの歳入について、国庫補助金と回答したが、おっしゃ

るとおり、実際にはデマンドバスの事業者が国庫補助の申請をしている。もともとの補助金は赤字事業の補填が目的であり、運行費用の赤字分を市で負担している形から、事業者がその補助金を受けてから、雑入で市に入れている状況である。実際の事業収入は、事業者の歳入となる。30年度分については、436万4,600円の事業収入だった。

○磯辺副委員長： 運賃収入は毎年上がっているか、下がっているか。

●安全安心課長： 前年度はほぼ同額で、437万7,200円となっている。28年度はもう少し運賃収入があり507万円程度であった。

○磯辺副委員長： 事業者はデマンドバスの運行に約3,000万かかり、2,400万円市から入れているということですね。了解した。

2款1項7目 企画費

○秋山委員： 地域おこし協力隊事業について、県内他市町も様々な取り組みをしているが、事業がどういうものかなかなか見えてこない。アニメを活用してプロモーションしたというが、地域おこし協力隊が中心で企画したのか、市が素案を作ったのか。配属が観光協会やテンピクで、手伝いをしているだけなのか。具体的に提案をすとか、下野市をPRしようという意欲が感じられない。今後のあり方も含めて説明していただきたい。

●総合政策課長： 下野市の地域おこし協力隊は2名採用している。3月1日付採用の1名は観光協会を活動拠点として、ご当地アニメを活用した観光PR、地域資源や人材を活用した地域づくりなどを主に行っている。もう1名は本年4月1日付採用で、古民家カフェ中心に市内の賑わいづくり事業、地域資源や人材を活用した地域づくりを担う。協力隊の活動が見えてこないということだが、協力隊については2名とも採用して半年程で、下野市はどういったところなのか、よく理解して、4・5月の花まつり、燈桜会にかかわり、多くの市民と交流してもらうことも活動の一環ととらえている。今後の活動の内容についてはホームページや広報紙で協力隊通信として活動内容、状況についてお知らせしているが、市民の認知度が低いというところもあるため、さまざまなイベントにかかわり、本来の協力隊としての職務として自ら事業を企画して、にぎわいづくりに寄与してほしいと考えている。

○秋山委員： 私の耳に入ってきたのは、採用の時点で、下野市や下野市のいいところを知らないとか、採用時点で意欲をもって提案ができるくらいの人材がいなかったが、予算はあるので採用したという捉え方をされている。例えば花まつりをやって市民と交流した、キャンペーンした、で終わらせないほしい。その先の観光客を呼び込む事業につなげていく、提案をしていくというのが本来の職務ではないかと思う。観光協会、テンピクで何をしているのかと聞かれると自分自身でも説明のしようがない。イベントをしたらそれ

がどうよかったか、広める努力をしてほしい。自己満足にならないように。まず市民が満足するのが近道である。市は方針を指示していくようにしてほしい。頑張ってください。

- 総合政策課長：確かに、交流しただけでは終わってはいけないと思う。2名も徐々に自分で企画をして、アニメを活用した地域おこし協力隊の方は、市の観光大使の瓜田瑠璃のパッケージを自らデザインしたブレンドドリップコーヒーをポップ館で販売したり、「サクラノチカイ」のファンクラブ設立に向けて活動している。もう1名は古民家カフェを中心ににぎわいづくり事業ということで活動に携わっている。自ら「親子で学ぶ自由研究」、「Instagramセミナー」など企画して、徐々に活動範囲を広げている。今後は関係人口をふやしていくといった活動内容を進めていく予定である。市でも協力隊について定期的に話し合いを持ち、今後の活動のあり方、現在抱えている悩みなど話し合いながら進めている。今後いかに協力隊の幅を広げていけるか、市の担当も協力隊と一緒に進めていければと考えている。
- 秋山委員：アニメでPRするとなると年齢層が決まってくる。それと小金を持っている高齢者を対象にする事業は別である。また子育て世代を狙った事業とか、すみ分けをしないといけない。ただイベントをPRしても、歳をとってくると億劫になってしまうが、億劫になってもまた行ってみたいと思う事業を提案するとか。年齢をある程度特化した事業をやっていく。全てを網羅したものではなく、将来的に子どもたちに仕掛けて来てもらうようなことも大切である。現実的に、六十、七十代の元気で行動力があり、お金も持っている人たちを対象とした事業を花まつりとドッキングしてやるとか。そういったものを足がかりにして、多世代の人達に来てもらう事業を協力隊とコラボしてやってほしい。失敗しても失敗で終わらせず、次を工夫してやってほしい。期待している。
- 総務人事課長：先ほど秋山委員よりご質問の法定利率であるが、民法の404条に記載されている。

2款2項2目 賦課徴収費

- 石川委員：賦課徴収事務費について、差押等滞納処分の早期着手と書いてあるが、市税の差し押さえ件数と金額を伺う。
- 税務課長：差し押さえ件数は220件である。換価された税額は、3,986万8,000円となる。
- 石川委員：昨年も同じ質問をした。金額は多くなっているが、件数では昨年は628件あったと記憶しており、件数的にだいぶ少なくなっていると思うが。
- 税務課長：差し押さえの件数は220件だが、実際に換価した件数は、30年度に

については656件である。

○石川委員： 3,986万8,000円は過年度分、滞納繰越分になるのかもしれないが、決算書の収入の決算済み額に入ってくることになるのか。

●税務課長： そのとおりである。

2款3項1目 戸籍住民基本台帳費

○石川委員： コンビニ交付運営負担金等とあり、コンビニエンスストアでの発行だと思うが、発行箇所数と実際の発行数を伺う。

●市民課長： 全国のコンビニエンスストアで取れることになっている。コンビニ交付の下野市分の件数は、住民票2,248件、印鑑証明2,307件である。

○石川委員： これは全国のコンビニで取れるんですね。

●市民課長： そのとおりである。窓口で取るより100円安く、印鑑証明も住民票も200円で取れることになっている。

○石川委員： 例えば、私が住民票を取る場合は、下野市内のコンビニエンスストアで取れるということではなく、全国で取れるというか。

●市民課長： 全国のコンビニエンスストアで取れる。マイナンバーカードを取っていただいた中で、電子証明書を付けていただければそれで取ることが可能である。

4款1項2目 予防費

○相澤委員： 狂犬病予防事業であるが、何頭ぐらい接種されているのか。前年度と比べてどのくらい頭数の増減があるか。

●環境課長： 平成30年度の注射頭数は、2,071頭である。平成29年度が、2,177頭で若干減っている状況となっている。接種率は63.6%である。

○相澤委員： 集合と動物病院接種と合わせてということ、集合と来院との数はわかるか。

●環境課長： 集合注射についての平成30年度の数字が手元がないが、平成31年度については、999件だったが、前年度より若干減っている状況である。平成30年度の集合注射の件数については、調べて後ほどご報告する。

○相澤委員： 今のは、31年度の数字であるか。もう一度お願いする。

●環境課長： 999件については31年度の数字である。30年度の数字については後ほどご報告する。

〔総括質疑〕

○磯辺副委員長： 附属資料において、実質収支比率は今回10.7%になった。算出基礎を見ると3.0~10.0%が標準とある。昨年度までは8%台で推移していた。違う本を見ると3~5%と書いてあるのもあって、今回パーセンテ

ジが大きく出た。繰越金が多くなりよかったとも感じられるが、どう解釈すればいいのか。適正比率は10%となっているので、大きければ大きいほうがいいのかというわけではないだろうと思うが。これを説明する場合にどう言えばいいのか。前にもこのくらいの数字が出たことがあった。

- 財政課長： おっしゃるとおり、議会の監査委員の報告の中で、書類中では3～5%が良好とあったと思う。どの数字が正しいという判断が難しいところがある。実質収支比率については、全国の実質収支比率で言うと、小都市で5.5%という数字が出ている。1万人以上の町村だと6.5%ということで、人口が少なくなるにつれ比率が上がっている状況である。3～5%が妥当とも一概には言えないところがある。そのようなことで、附属資料では3～10%が標準という表記をしている。実質収支比率は、実質収支額から標準財政規模を割って出す形で、財政規模は当該年度の経費事情によって影響されることが多分にあるので、その年度、年度でよい悪いは決められないという状況である。
- 総務部長： 実質収支比率が去年よりも2.2ポイント上がっている。算出方法については財政課長より説明したが、歳入のほうも、交付税などが当初の見込みよりふえており、補正もしているが、全体的に予算編成時には、歳入は厳しく見ている。30年度くらいから扶助費が伸びている中、十分な財源を確保するということが当初予算を組む中で、最終的に、実質収支で不用額が出たということ。また、繰越金が多いというのも要因ではあるが、その辺の実質収支を減らす方法としては、12月、3月の補正の時期に事業の進捗状況を精査して、不用額があればそこで減額するというものもある。3月補正は基本的には減額が多くなるが、扶助費など未確定なものがあり、そこで余った部分も多かったかと思う。現時点で、ある程度財政状況を財源的には確保できるということで、こういう結果も生まれるわけだが、早いうちに吸い上げて基金に積む等をすれば利息を確保できる。今年度、改めて今回の実質収支比率の状況を踏まえて、各課で進行管理を十分にしたうえで、補正対応もアナウンスしていこうと思っている。
- 磯辺副委員長： 実質公債費比率が3.0%になったこと、小さい数字で大変良かったと思う。合併当初は18%に近い数字だったのですごく良くなった。長期計画を見ると、30年度は6.8%になっていた。それを上回って3.0%になったということで、まだまだ余力があるように思う。長期計画について、32年から33年度までのものが今あるが、長期計画の中間見直しが行われてもいいのではないかと。今後の事業計画と照らし合わせて見直す計画はあるか。33年までそのままか。
- 財政課長： 第3次長期財政健全化計画は、29年7月に作成し、29年度から38年度までの計画となっている。

- 磯辺副委員長： 30年度の実質公債費比率はいくつになっているか。
- 財政課長： 30年度が3.2%で見えており、31年度が4.0%で、38年度には3.5%という計画でいる。
- 秋山委員： 合併特例債があとどのくらい残っているか。また、女性消防団について、結成したがいつの間にかいなくなってしまった。今後、市の方針として女性消防団員の確保についての考え、それと、なぜ女性消防団員が全員でやめたのか、何か大きな課題があったのか、その課題解決のためにとれる方策はなかったのかを伺う。
- 財政課長： 合併特例債について、平成30年度までで198億円、令和元年度、令和2年度で約30億円計画しており、今年度は約27億円予定している。2年度は最終年度となるので、執行計画を立てながら、残り3億円と執行残等を含めて満額使えるよう調整したいと思う。残額は今年度27億円、2年度3億円の30億円である。
- 安全安心課長： 女性消防団について、やめてしまった一番の理由は、男性消防団と同じような体制で夜間練習等もやっていただいていたと聞いている。女性ということで、体力的な面、年齢的な面でもきついということでやめたという経緯がある。女性消防団は条例では残った形になっている。今後、消防団幹部の役員の方々と調整もしながら、違う勤務体系等も視野に入れて検討できればと思っている。
- 秋山委員： 女性消防団は壊滅ということじゃなくて、今までの訓練とかそういうものが女性にとって大きな障害となっていたということが理由のひとつにある。それを視野に入れて、女性消防団員としてのあり方を検討することで、男女共同参画の視点からも市民から非常に大きな注目を受けていたと思う。それらを踏まえてどうあるべきかを検討して、それぞれの立場で無理のないように団員を確保し、女性ならではの啓蒙活動があるかと思うので、復活できるような形になればと思う。

[発言の申し出]

- 環境課長： 平成30年度の集合注射の頭数は1,026頭になる。注射頭数が2,071頭であるので、約半数が集合注射ということになる。平成29年度の集合注射が1,010頭であるので、毎年1,000頭前後で推移している。

採決の結果、全員賛成により認定すべきものと決す。

認定第2号 平成30年度下野市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

《質疑・意見》

なし

採決の結果、全員賛成により認定すべきものと決す。

認定第3号 平成30年度下野市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

《質疑・意見》

なし

採決の結果、全員賛成により認定すべきものと決す。

認定第4号 平成30年度下野市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
【所管関係部分】

《質疑・意見》

なし

採決の結果、全員賛成により認定すべきものと決す。

議案第28号 令和元年度下野市一般会計補正予算（第4号）【所管関係部分】

《質疑・意見》

[歳出]

2款1項14目 自治振興費

○磯辺副委員長：自治会公民館建設費補助について、どこで、何に対する建設費なのか。

●市民協働推進課長：自治会から上がっている公民館の各種改修・修繕予算であり、トイレ改修が1件、空調関係が2件、照明器具関係が1件の計4件、そのほか今年度分の見込み分として約50万円を見込んでおり、その分が約25万円で100万円の補正予算となっている。

採決の結果、全員賛成により可決すべきものと決す。

議案第29号 令和元年度下野市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

《質疑・意見》

なし

採決の結果、全員賛成により可決すべきものと決す。

議案第30号 令和元年度下野市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

《質疑・意見》

なし

採決の結果、全員賛成により可決すべきものと決す。

議案第36号 下野市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について

《質疑・意見》

- 磯辺副委員長： 今まで非常勤特別職と言われてきた職にある方々のうち、会計年度任用職員になる方と非常勤特別職のままの方が発生するようであるが、非常勤特別職から会計年度任用職員になる方は、どういう特徴、属性を持っているかを伺う。
- 総務人事課長： 今までの非常勤特別職の中で、会計年度任用職員に移行する職員に関して具体的に言うと、窓口で業務を行っている職員の補助的業務を行っている方になる。非常勤特別職のまま残る職としては、社会教育委員や学校医等の特別な職を持つような方が非常勤特別職として残る形となる。
- 磯辺副委員長： 全協でいただいた資料では、時給単価が1,500円の職員がいるが、この1,500円という金額で臨時職員の方、非常勤職員の方とはどういう方なのか。
- 総務人事課長： 現在1,500円という時給単価が高い非常勤の職員は、具体的には保育士や看護師、心理士が対象となるかと思う。
- 磯辺副委員長： 会計年度を超えない1年以内の勤務が原則となっていて、次も仕事がしたい場合は、公募に応じて試験を受けなければならない。公募によらない再度の任用は2回まで可とあった。そうすると3年間は何とか働けると考えていいのか。どう考えればいいのか。
- 総務人事課長： 会計年度任用職員は、一会計年度内の任用になる。以前にも説明したが、人事評価を行い、勤務成績が良ければ次年度も任用となる。確約ではないが任用することができることになっている。それを2回なので、

来年の4月1日から任用の場合は、成績が良ければ3カ年任用されるということになる。

- 磯辺副委員長：1年休んで再度の雇用というのはどうか。また試験を受ければ再度雇用されるのか。
- 総務人事課長：1年間会計年度任用職員で勤務し、翌年度休んだ場合は、新たに会計年度任用職員へ応募して、その後任用という形となる。
- 磯辺副委員長：下野市の臨時職員及び非常勤職員の現状という表をいただいた。現在、臨時職員及び非常勤職員になっている方は、全て会計年度任用職員になる。その中で様々な職種の例が挙げられていたが、例えば、学校生活支援員や介護認定調査員、家庭相談員という方が、休んでまた復活することができるとしても、最長で3年間しか働けないということになる。この方々は年とともに熟練されていく職種だと思う。そういう方をいったん切ってしまうことは、市や市民にとっては、熟練された技術的なものが活かせない働き方になるかと思うが、その辺はどのようにカバーされるのか。学校生活支援員などは、慣れた方にずっとやってもらいたいという学校側の考え方もあると思うが、どうつなげていけばいいのか。
- 総務人事課長：今回の会計年度任用職員であるが、最初に公募して、次年度も働きたい場合は人事評価を行い、最長3年間という話であるが、4年目についても働きたい意思があれば、公募でもう一度申し込みをいただき、採用するという形をとる。
- 磯辺副委員長：前に説明いただいた時に、共済組合、厚生年金や健康保険の加入の条件を伺ったが、いくつかの条件があり、それ以外の方は国民健康保険や国民年金に加入するという説明を受けた。一人一人細かな条件の違いが発生し、現在でも360人対象者があるがまだふえるかもしれない。この作業は大変なことになるのではないかと思う。勤務時間が一般の職員の4分の3以上や、4分の3未満の者であっても週20時間以上働いていけばなどがある。これは特別なソフトなど入れて計算するのか、どう処理するのか。
- 総務人事課長：給与の計算に関しては、そのようなソフトがあるので、現在使用している給与ソフトにするのか、新たな業者から委託で行うかは思案中である。市から募集する際、例えば月曜から金曜の何時から何時までで、給与はいくらで、という勤務状況を示した上での応募になると思うので、条件にあった方の採用となるかと思う。ただし、ケースバイケースとなる場合もあるので、その時は担当課と相談する形になると思う。

採決の結果、全員賛成により可決すべきものと決す。

議案第38号 下野市税条例の一部改正について

《質疑・意見》

- 磯辺副委員長： 個人市民税の部分で、給与所得者等の扶養親族等申告書の提出について、単身児童扶養者を追加するというものがあるが、これはどのような場合、どんなケースを言っているのか、具体的に説明願う。
- 税務課長： 単身児童扶養者とは、児童扶養手当の支給を受けている児童の父・母で、現に婚姻をしていなくてもいい。また、配偶者の生死の明らかでない者であり、前年の合計所得金額が、135万円以下の者ということになっている。
- 磯辺副委員長： 扶養親族等申告書が関わってくるというのは、年金を受け取っている人に年一回送られてくるものではないのか。
- 税務課長： 扶養親族報告書については、年金・年金以外の扶養の申告も同じと思うが、その中で単身児童扶養者であると申告するものであり、それにより非課税等になるということである。
- 磯辺副委員長： 扶養親族等申告書はどなたが出すのか。単身児童扶養者自身が出すものか。単身児童扶養者を扶養している方が出すのか。
- 税務課長： 扶養している者になる。
- 磯辺副委員長： 具体的に例えばこんなケース、と教えていただきたい。
- 税務課長： 例えば私が単身児童扶養者で、結婚してなくて、子どもがいる場合、扶養親族の届け出を出す際、単身児童扶養者だということを扶養親族の届の欄にチェックをして、下野市の場合、総務に出すということになる。給与をもらっている者が給与を払っているところに出すような形になる。
- 磯辺副委員長： 扶養親族等申告書というのは給与所得者等だから、給与所得でない年金をもらっている人でもよく、その方の扶養者として単身児童扶養者を申告したらよいということか。そうではなく単身児童扶養者自身が扶養親族等申告書を出すということか。
- 税務課長： そのとおりである。

採決の結果、全員賛成により可決すべきものと決す。

議案第39号 下野市印鑑条例の一部改正について

《質疑・意見》

- 相澤委員： 印鑑の登録をした者であって、下野市個人番号カードの利用者に関する条例ということで、印鑑登録証と別にとっていた場合、個人番号カードに再登録しないといけないのか。
- 市民課長： この条例改正で、今まで印鑑登録証を持っていて、その後個人番

号カードを取得する場合に、印鑑登録証を回収して個人番号カードと一体化してひとつのものとして出していた。改正後は現在印鑑登録証を持っていて個人番号カードを取得する場合、そのまま印鑑登録証を持ち続けたまま個人番号カードを取得できるようになった。個人番号カードに印鑑登録証を一体化してもよいし、別に持っていたい方には印鑑登録証を回収せずに新たに個人番号カードを作ってもよいということになる改正である。

- 相澤委員： コンビニで印鑑登録証、住民票が取れるとのことだが、別々に持った場合、遠隔地から印鑑証明はとれるのか。
- 市民課長： コンビニ交付を利用できるようにするためには、電子証明書をつけるようにしていただければ、コンビニで印鑑証明を取ることは可能である。
- 相澤委員： 印鑑証明のカードだけでは電子証明がないから取れないということか。
- 市民課長： 印鑑登録証を分けて持ちたい方は、窓口で取っていただく形になる。マイナンバーカードに印鑑登録機能を付ける方にはコンビニ取得も可能である。
- 相澤委員： ちょっと複雑だが、今までの個人番号カードは登録率が悪いのでもう少し市民に説明をしていかないといけないと思う、普及させるためにももう少しアピールする予定はあるか。
- 市民課長： 11月の改正に向けて、広報やホームページで周知する。また、健康保険証のオンライン資格確認システムが令和3年3月から本格運用開始になる予定なので、各種健康保険もマイナンバーカードの取得をお願いしていて、国民健康保険についても窓口は市民課で一緒なので、グループ同士で連携していきながら取得に向けた周知をしたいと考えている。

採決の結果、全員賛成により可決すべきものと決す。

議案第42号 財産の貸付けについて

《質疑・意見》

なし

採決の結果、全員賛成により可決すべきものと決す。

[要望すべき事項]

なし

- (2) 財産の取得について [安全安心課] (定例会追加提出予定議案)
●安全安心課長より資料に基づき説明

《質疑・意見》

なし

5. その他

なし

閉 会